

水道法に基づく水道事業者等の皆様へ

- 当協会は、平成24年9月24日より水道法第20条指定検査登録機関になりました

水道事業者等（水道水を供給している者である水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道設置者など）の皆さまは、当協会でも水質検査を承ります
また、その他飲料水に関する検査（井戸水など）も承りますのでお気軽に御相談ください

検査項目

- 水質基準項目（50項目）
- 浄水場及び水源の検査項目（独自設定項目）
- クリプトスポリジウム、ジアルジア及びその指標菌

など

水道法施行規則改正（平成24年4月施行）に伴う委託契約時の留意事項について

- ◆ 水道事業者等が水質検査を委託する場合、書面により直接契約を締結しなければなりません
（明記事項）
 - ・ 委託する検査の項目
 - ・ 定期の検査の時期及び回数
 - ・ 委託料
 - ・ 試料の採取・運搬を委託するときは、採取・運搬の方法（採取日程、採取地点、試料容器、運搬主体）
 - ・ 水質検査結果の根拠となる書類（分析日時、検査員氏名、検量線クロマトグラム・濃度計算書）
 - ・ 臨時検査の有無
- ◆ 水道事業者等は、検査施設への立入検査及び試料のクロスチェック等水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査（日常業務確認調査）を実施し、水質検査機関の技術能力把握に努めなければなりません
- ◆ 委託の際、水質検査の信頼性を確保するために必要な費用を負担した上で、適切な委託形態を確保しなければなりません

【 上記調査に関するお問い合わせ先 】
公益財団法人宮崎県環境科学協会 技術部
担当：甲斐・河野・高橋
宮崎市大字田吉6258番地20
電話：0985-51-2077
FAX：0985-51-2085

事務連絡
平成24年9月24日

公益財団法人宮崎県環境科学協会
理事長 石井 浩二 殿

厚生労働省健康局水道課

水質検査機関登録簿への記載について

水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第20条の4第2項（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、水質検査機関登録簿に下記の事項を記載したのでお知らせする。なお、登録の有効期間は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の2の規定に基づき3年と定められているので、引き続き登録の更新を受けようとする場合においては、法第20条の5第2項（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）において準用する法第20条の2（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により所定の書類を添えて、十分な時間的余裕を持ってその申請をするよう申し添える。

記

- 1 登録年月日 平成24年9月24日
- 2 登録番号 249号
- 3 氏名又は名称 公益財団法人宮崎県環境科学協会
- 4 住 所 宮崎県宮崎市大字田吉字ヅンブリ6258番地20
- 5 代表者の氏名 石井 浩二
- 6 水質検査を行う区域 宮崎県
- 7 水質検査を行う事業所の所在地 宮崎県宮崎市大字田吉字ヅンブリ6258番地20

以上